

令和5年（2023年）4月14日

介護保険料を過大に徴収していたこと等について

本市において、平成27年度から令和2年度分（6年分）で、以下のとおり、介護保険料を過大に徴収していたこと等が判明しました。

原因は、保険料を遡って変更できる期間の始期について、特別徴収分（年金からの差し引き／最初の納期：5月10日）を、普通徴収分（納付書・口座払い、最初の納期：6月末日）と同様に設定していたことによるものです。

今後、こうした事案が生じないように、組織内のチェック体制を強化し、再発防止に努め、適正な事務処理の実施に万全を期してまいります。

事象	件数	金額	今後の対応
市が過大に徴収	20件	461,450円	速やかに市から返還の手続きを進めます。
市が誤って還付	2件	35,530円	還付後2年が経過し、時効が到来しているため、市は還付を受けることができません。

問合せ 地域共生部介護保険課
電話 048-963-9168